

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

今回は、企業が発行するポイントを巡る法人税と消費税の判決をご紹介します。

I. 損金算入時期／事業年度末における未使用分に相当する額

令元. 10. 24東京地裁
(棄却、確定) Z269-13329

<事案の概要>

この事案は、キャラクター商品等の販売等を行うA社が、顧客がA社の店舗で商品等を購入する際に付与したポイントの各事業年度末における未使用分に相当する金額を損金の額に算入して確定申告したところ、課税庁からポイント未払計上額は、各事業年度末において債務が確定しているとは認められないとして、法人税の更正処分等を受けたものです。

裁判では、ポイント未払計上額の損金算入時期が争点となりました。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、下記のように判断して、A社の請求を棄却しています。

1 損金算入時期について

(1) 販管費等については、特定の収益と個別的かつ客観的に対応させることが困難であり、将来発生する費用の発生の可能性の評価や費用となる金額の算定に当たって、法人の恣意性が入り込みやすいことから、企業会計上は引当金を計上するとともに費用処理する処理が一般に公正妥当なものといえる場合であっても、法人の所得の金額の計算上は、当該事業年度終了の日までに債務が確定したものに限り損金算入を認めることとして、損金の額に算入される販管費等の額につき法人の恣意が入り込む余地を排除し、もって課税計算の適正を確保しようとするのが、債務確定要件の趣旨であるというべきである。

(2) 法人税基本通達2-2-12は、債務確定要件の判定基準として、当該事業年度終了の日までに、当該費用に係る債務が成立していること(債務確定基準①)、当該債務に基づいて具体

的な給付をすべき原因となる事実(具体的原因事実)が発生していること(債務確定基準②)及びその金額を合理的に算定することができること(債務確定基準③)を定めるところ、その内容は、企業会計上、すべての費用及び収益はその発生した期間に割り当てるように処理しなければならないものとする発生主義の考え方に整合するとともに、その発生の可能性の評価等に関する法人の恣意を排除するという債務確定要件の趣旨にも沿うものといえる。

(3) そして、債務確定要件の趣旨に照らせば、債務確定基準②の具体的原因事実が発生したというためには、企業会計上引当金として計上できる程度に将来費用が発生する可能性が高いとされるだけでは足りず、当期において費用の発生を基礎付ける具体的原因事実の発生が認められなければならないものと解するのが相当である。

2 本件への当てはめ

(1) カード会員の初回購入時に付与されたポイントは、2年の期間内に失効して使用されなくなる可能性もある上、期間内に使用されるとしても、いつ、どのような内容(代金充当か、景品交換か。後者の場合、どの景品と交換するか。)を選択するかによって、費用の発生する時期や金額が異なってくるものといえる。そうすると、カード会員の初回購入時にポイントが付与された時点では、仮にその時点で原告の主張する債務(次回購入時における代金充当又は景品交換をすべき債務)が成立しているとしても、次回購入時における代金充当の選択又は景品交換の選択がされない限り、その債務に基づいて給付をすべき具体的内容が明らかにならないため、これに伴う費用が発生したとはいえず、その費用の金額を合理的に算定することができるものといえない。

(2) したがって、債務確定要件のうち当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実(具体的原因事実)が発生していること(債務確定要件②)、同日までにその金額を合理的に算定することができるものであること(債務確定基準③)のいずれについても充足

SERIES TAINS 解体新書

企業発行ポイントを巡る判決 - 損金算入時期と消費税法上の「対価」該当性 -



草間 典子 [足立]

していると認めることができず、本件ポイント未払計上額については本件各事業年度の終了の日までに債務が確定していないものというほかないから、これを法人税法22条3項2号に基づき損金の額に算入することはできないというべきである。

II. 消費税法上の「対価」該当性／ポイント交換サービス

令元. 12. 13大阪地裁
(棄却、控訴) Z269-13358
令3. 9. 29大阪高裁
(認容、確定) Z271-13609

<事案の概要>

E社は、交通系ICカード「F」を発行し、会員に対し、鉄道等の旅客運賃等及び商品購入代金等を決済するサービスや、商品購入代金等の決済手段としてFを利用した場合に利用金額に応じて企業ポイント「G」(本件ポイント)を付与するサービスを提供するほか、F会員がE社と提携する法人の会員でもある場合(双方会員)に、提携法人が付与する企業ポイント(提携ポイント)と本件ポイントとを交換するなどのサービスを提供していました。この事案は、E社が、提携ポイントを本件ポイントに交換した後に提携ポイントを付与した提携法人がE社に対して支払った金員(本件金員)を消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に算入して確定申告した後、本件金員が課税資産の譲渡等の対価の額に算入されないなどとして、更正の請求を行ったものです。

<大阪高裁の判断>

大阪地裁はE社の請求を棄却しましたが、大阪高裁は請求を認めています。

1 「対価」の意義

消費税法2条1項8号にいう「対価を得て」とは、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に対して反対給付を受けることをいい、無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は資産の譲渡等に該当しないと解するのが相当である。

2 「対価」該当性

(1) 各提携契約に基づく提携法人の控訴人に対する本件金員の支払は、ポイント交換に係る提携ポイントを発行した者としてその利用に係る経済的負担を負うべき立場にある提携法人が、ポイント還元を行う控訴人のために、その原資を提供する行為にほかならないというべきであり、本件金員は、控訴人が各提携契約に基づいて双方会員に付与した本件ポイントにつきポイント還元を行うための原資としての性格を有するものというべきであって、本件金員にポイント還元に係る原資以外の性格ないし要素を見いだすことはできない。そして、各提携契約に基づくポイント交換に当たり、提携法人と控訴人との間で本件金員の支払以外に交換手数料その他の金銭の授受等も一切されていないというのである。

(2) 各提携契約に基づく提携法人と控訴人との間のポイント交換は、無償取引というべきであり、本件金員が控訴人が各提携契約に基づき提携法人に対して行う役務の提供、すなわち、本件ポイントへの交換の意思表示をするなどした双方会員に対して控訴人の企業ポイントプログラムの対象に組み込むことを目的として本件ポイントを付与するという役務の提供の反対給付としての性質を有するとみるのは困難というべきであるから、本件金員は消費税法2条1項8号にいう「対価」に該当せず、これを消費税の課税標準とすることはできない。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「ポイント」と入力し、情報区分は「地裁」「高裁」を選択ください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール<info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

